

第22期第15回福島海区漁業調整委員会議事録

I 日時：令和5年10月24日（火） 13：30～14：25

II 場所：福島県自治会館 3階大会議室
（福島市中町8-2）

III 次第

1 開会

2 会長挨拶

3 出席状況報告

4 議事録署名人選出

5 議題

(1) 議案

議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量について（まあじ、まいわし太平洋系群）（諮問・答申）

議案第2号 ひらめの採捕制限に関する委員会指示について

(2) 報告事項

ア くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量の管理について

イ 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について

ウ 全国海区漁業調整委員会連合会令和6年度要望内容について

エ 水産政策審議会特別委員の就任について

(3) その他

漁業法に基づく新たな資源管理の検討状況について

6 閉会

IV 委員の定数 14名

V 出席者

1 委員（13名）

(1) 出席者 13名

今野 智光 会長 鈴木 哲二 会長代理 今泉 浩一 委員

狩野 一男 委員 平 仁一 委員 森田 政利 委員

山下 博行 委員 吉田 康男 委員 渡邊 登 委員

川邊 みどり 委員 久保木 幸子 委員 渡邊 千夏子 委員

宮下 朋子 委員 (WEB参加)

2 知事部局及び海区漁業調整委員会事務局

所属及び職名	氏名
水産課長(併)海区事務局長	山廻邊 昭文
水産課主任主査	早乙女 忠弘
水産課主任主査	渡辺 透
水産課副主査	鈴木 翔太郎
水産課技師	安倍 裕喜
水産事務所長	平田 豊彦
水産事務所主任主査	千代窪 孝志
水産海洋研究センター所長	石田 敏則
水産資源研究所長	山本 達也
海区事務局 主幹(業務担当)	佐久間 徹
” 副主査	宗形 莉苗
” 主事	熊田 湧樹
” 主事	金子 正子

1 開会（13:30～）

事務局（佐久間主幹）	それでは、定刻となりましたので、これより第22期第15回福島海区漁業調整委員会を開会いたします。
------------	--

2 会長挨拶

事務局（佐久間主幹）	それでは、会長より御挨拶をお願いいたします。
会長	本日は、お忙しい中、第22期第15回福島海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。 さて、本日は、議案2題、報告事項4題、その他1題を予定しております。 十分に御協議いただければと思います。 よろしく申し上げます。

3 出席状況報告

事務局（佐久間主幹）	次に、委員の出席状況を御報告いたします。 本日は14名中、12名は会場に御出席をいただいております、1名、宮下委員におかれましては、インターネット上での御出席となっております。福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第5項の規定による、会長が適当と認める情報通信機器を活用しての御参加となります。 よって、出席定数は13名であり、漁業法第145条第1項の規定に基づく定足数である過半数に達しており、委員会は成立することを御報告いたします。
------------	---

4 議事録署名人選出

事務局（佐久間主幹）	議事に先立ち議事録署名人を選出いたします。 福島海区漁業調整委員会運営規程第11条第1項の規定に基づき、会長が指名することとなっております。 では、会長、よろしく申し上げます。
会長	それでは、議事録署名人には、鈴木会長代理、平委員を指名いたします。 両委員には、よろしく申し上げます。
両委員	（「はい」）

5 議題

事務局（佐久間主幹）	これより、議事に入ります。 議長につきましては、福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第1項の規定に基づき、会長が務めることとなっております。 会長、よろしく申し上げます。
------------	---

（1）議案

議案第1号	特定水産資源の漁獲可能量について（まあじ、まいわし太平洋系群）（諮問・答申）
議長	<p>それでは、議案第1号「特定水産資源の漁獲可能量について」を議題といたします。</p> <p>知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。</p>
山廻邊課長	<p>議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量について御説明いたします。</p> <p>資料4ページをお開きください。</p> <p>令和5年10月3日付け5生流第2672号で貴委員会へ諮問しております。</p> <p>内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。</p>
鈴木副主査	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の鈴木です。</p> <p>議案第1号の内容について説明いたします。</p> <p>資料5ページの1の概要を御覧ください。</p> <p>今回の諮問の概要を説明いたします。</p> <p>特定水産資源の漁獲可能量のうち各都道府県へ配分される数量は、漁業法の規定に基づき農林水産大臣が定めますが、今般、「まあじ」及び「まいわし太平洋系群」の令和6年1月1日から令和6年12月31日までの令和6管理年度における漁獲可能量について、本年と同様、本県に配分がなされる見込みです。</p> <p>農林水産大臣から各都道府県に対する当初配分については、国の水産政策審議会を経て、11月に通知される予定ですが、大臣からの配分を受けましたら、知事は、福島県資源管理方針に即して、知事が管理する区分に配分する数量を定めることとなるため、貴委員会の意見を求めるものです。</p> <p>資料8ページをお開きください。</p> <p>まあじ及びまいわし太平洋系群等の令和6管理年度の当初配分案について、令和5年9月14日付けで水産庁から事前照会がありました。</p> <p>資料9ページを御覧ください。</p> <p>水産庁において算出した、令和6管理年度の都道府県別漁獲可能量の案です。</p> <p>表は、特定水産資源ごとに、「さんま」、「まあじ」、「まいわし太平洋系群」、「まいわし対馬暖流系群」の4つに分かれています。が、本県に関係するものは、左から2番目の「まあじ」、その右隣の「まいわし太平洋系群」です。</p> <p>まず、「まあじ」の部分を御覧ください。</p> <p>「TAC」の欄ですが、こちらが、国から本県に対し示された</p>

都道府県別漁獲可能量の案です。

本年と同様「現行水準」と示されました。

「目安数量（算定値）」の欄ですが、現行水準の場合の目安数量も、本年と同様「50トン未満」と示されました。

続いて、「まいわし太平洋系群」を御覧ください。

「TAC」及び「目安数量（算定値）」の欄ですが、空欄となっており、水産庁から本県に対し、配分の数量が明示されませんでした。これは、過去3か年の平均漁獲実績が1トン未満であったためです。

7ページを御覧ください。

水産庁の漁獲可能量の案を受けまして、本県としましては、過去3か年の漁獲実績ではなく、震災前3か年の漁獲実績に基づいた算出により、「現行水準」とするよう水産庁に要望しました。

なお、水産庁担当と事前調整をしており、当初配分については「現行水準」となる見込みです。

資料5ページにお戻りください。

4の策定の内容を御覧ください。

先ほど説明いたしました農林水産大臣により配分が見込まれる数量について、福島県資源管理方針に定める知事管理区分への配分の基準に即して、知事管理漁獲可能量を「まあじ」「まいわし太平洋系群」ともに「現行水準」とします。

それを踏まえ、本県に配分された都道府県別漁獲可能量（現行水準）の全量を福島県まあじ漁業に配分します。

また、本県に配分された都道府県別漁獲可能量（現行水準）の全量を福島県まいわし太平洋系群漁業に配分します。

なお、福島県まあじ漁業とは、特定の漁法を指すものではなく、知事が、まあじについて漁獲量の管理を行う区分の名称です。

福島県まいわし太平洋系群漁業も、同様に、知事が、まいわしについて漁獲量の管理を行う区分の名称です。

これらは、本県に住所がある者がまあじやまいわしを採捕する漁業を包括したもので、国から配分を受けた数量を水域や漁法、採捕する時期により区分せず、県で一体として漁獲量を管理していくこととしています。

これを踏まえ、県報において告示する案を資料6ページに示しております。

なお、当初配分の通知において、今回諮問しました「現行水準」と異なる配分となった場合は、改めて貴委員会の意見を求めることとします。

また、施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。

説明は以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思っておりますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議 長	それでは、採決いたします。 議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量について、「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議 長	会場及びWEBで御参加の委員についても確認しました。 全員賛成ですので、「異議なし」で答申することに決定いたします。
議案第2号 ひらめの採捕制限に関する委員会指示について	
議 長	議案第2号「ひらめの採捕制限に関する委員会指示について」を議題とします。 委員会指示ですので、詳細については事務局から説明願います。
事務局(佐久間主幹)	ひらめの採捕制限に関する委員会指示について御説明いたします。 資料1 1ページを御覧ください。 指示発動の背景と経緯を示しております。 この委員会指示は、全長30cm未満のひらめの採捕、所持販売等を制限するもので、平成5年に発動しています。 指示発動までの経過、指示の概要、栽培漁業と資源管理の経過について記載しておりますので、詳細につきましては後ほど御覧ください。 資料1 2ページを御覧ください。 福島県のヒラメの水揚げ状況を示しています。 震災後は、平成28年に漁獲を再開して以降、年々増加し、2021年は漁獲量727トン、漁獲金額6.9億円となっております。 資料1 3ページを御覧ください。 水産研究・教育機構が公表しているヒラメ太平洋北部系群の資源評価より、漁獲量、漁獲サイズを抜粋して示しています。 図1を御覧ください。 県別漁獲量については、震災後、宮城県の漁獲量急増が目立ち1,000トンを超えていましたが、2021年には579トン

	<p>まで減少しています。</p> <p>図2を御覧ください。</p> <p>2021年における各県のヒラメ漁獲物全長組成が示されています。福島県は全長50cm以上が多くを占めていますが、他の県では小型に偏っており、福島県と大きく異なる全長組成となっています。</p> <p>資料14ページを御覧ください。</p> <p>事務局から水産資源研究所に対し、福島県のヒラメの資源状況等について整理を依頼しました。ここで、その結果について説明いただきたいと思いますと思いますが、議長、よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>水産資源研究所から説明願います。</p>
水産資源研究所 山本所長	<p>はい、議長。水産資源研究所の山本です。</p> <p>私から福島県のヒラメの資源状況等について、御説明いたします。</p> <p>資料14ページを御覧ください。</p> <p>1. ヒラメの年齢と成長について、左の図は、年齢と成長を表したグラフで、成長は雌雄で異なり、メスの方が早く成長します。右の図は、全長と体重の関係を表しており、雌雄ともに、全長が30cmから40cmになると体重は2倍以上となります。ヒラメは成長が早く大きく成長する魚種ですので、資源管理には小型個体の保護が有効となります。</p> <p>下の図を御覧ください。</p> <p>2. ヒラメの体重と単価の関係を示しております。この図は2010年のデータで、色の濃い点が冬場の単価、三角の色の薄い点が夏場の単価を表しています。小型魚の単価は1年を通じて安値であります。</p> <p>資料15ページを御覧ください。</p> <p>3. 福島県主要市場ヒラメ調査結果について、2019年以降の漁獲物の全長組成を示しております。</p> <p>震災後、試験操業の対象となった時点から、漁業者が自ら自主規制を実施し、全長50cmを主体とした大型個体を漁獲しております。</p> <p>下の図を御覧ください。</p> <p>4. ヒラメ資源量指標値の推移を示しています。</p> <p>資源量の指標として、底びき網漁業の曳網1時間あたり漁獲量をCPUEとして用いております。</p>

	<p>試験操業開始時に高いCPUEを示し、その後、現在まで高い水準を維持しております。</p> <p>これは、震災後の漁獲努力量の減少や、ヒラメの成長が早いことに加え、大型個体を主体とした適切な漁業管理を実施してきた効果であると考えられます。</p> <p>説明は以上になります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの水産資源研究所の説明に関して、質問等はありませんか。</p>
渡邊千夏子 委員	<p>一つ教えていただきたいのですが、ヒラメが卵を産み始めるのはどれくらいのサイズ、あるいは年齢からになるのですか。</p>
水産資源研 究所 山本所長	<p>成熟するのは40cm程度となります。</p>
渡邊千夏子 委員	<p>ありがとうございます。素晴らしい成果が出ていると感じ、とても興味深く聞かせていただきました。</p>
川邊委員	<p>御説明ありがとうございます。水産資源研究所が分からないのですが、資料12ページの水揚げ状況の2に書いてある、令和4年の漁獲量が727トンで平均単価948円ということですが、漁獲量の平均単価が震災前に戻っていると考えてよろしいでしょうか。</p>
水産資源研 究所 山本所長	<p>今の御質問のとおりで、ほぼ震災前と同等になります。</p>
川邊委員	<p>ありがとうございます。</p>
議長	<p>ほかに質疑がないようですので、事務局、説明を続けてください。</p>
事務局(佐 久間主幹)	<p>ヒラメについては、現在、国においてTACの導入が計画されており、今後、関係者からの意見を聴き、具体的な管理の方針を示すこととしております。</p> <p>ヒラメの管理については、これまでの委員会でも皆様から御意見をいただいておりますが、今後の国の動きを踏まえ、知事部局とも連携しながら進めてまいります。委員の皆様には引き続き御協力をお願いいたします。</p> <p>資料10ページにお戻りください。</p> <p>委員会指示の案について説明いたします。</p> <p>指示の内容ですが、現在有効な指示と同様、全長30センチメートル未満とし、令和6年1月1日からも継続して指示する内容</p>

	<p>を原案としています。</p> <p>以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
平委員	本議題で30cm未満のひらめの採捕制限を決めるということでしょうか。
議 長	本議題は、全長30cm未満のひらめの採捕制限に関する委員会指示についてです。
平委員	はい、分かりました。
議 長	<p>福島県では、いわき地区の漁業者が40cm、相双地区の漁業者が50cmの自主規制をしております。この自主規制の効果として、ヒラメの資源状況が良いのだろうと考えております。資料13ページに示されているように、本県で漁獲されたヒラメは、隣県と比較しても全長が大きいことが分かります。先ほど、水産資源研究所から説明がありましたが、稚魚を放流して30cmに成長するまでに約1年、40cmに成長するまでに約2年、40cm程度で成熟して産卵するという研究結果があります。これからの若い漁業者のために、資源を残していくふくしま型漁業を目指し、各地区で自主規制をしているところですが、レジャー船との問題も考えなければなりません。いわき地区を例に挙げると、漁業者は40cm未満のひらめは放流していますが、レジャー船は30cm以上のものは採捕してしまいます。このため、多くのトラブルが発生している状況です。相双地区でも同様に問題となっております。</p> <p>また、漁業者はヒラメの水揚げに対して、5パーセントの歩金を支払い、放流事業に力を入れています。</p> <p>今後は地元の漁業者の意見をまとめ、40cm未満等の採捕制限の検討について、継続的に審議をしていきたいと考えています。</p> <p>今回は、各地区の漁業者の意見をまとめる時間がなかったため、例年どおりの内容となります。</p> <p>また、ヒラメがTAC対象魚種になるという議論もあり、九州や日本海側では反対の声があると聞いていますが、本県では資源管理をしっかり行うことで、ある程度の数量は確保できると考えています。このことについて、川邊委員はどうお考えですか。</p>
川邊委員	各漁協で自主的な管理をしているところは多いです。この問題

	とTAC導入の件については、うまくかみ合っていない状況であると思います。この先、議論を重ねて擦り合わせをしていく必要があると考えます。
議長	<p>そのような中でも、福島県の漁業者としては、ヒラメの数量を確保していかなければ、小型船及び底びき船をはじめとする沿岸漁業は操業にならないことが課題になっています。</p> <p>今後、体長制限を40cmへ変更する等を検討する必要があると考えます。各地区で意見の取りまとめ等を行い、いつ頃までに制限の変更等が可能ですか。事務局お願いします。</p>
事務局(佐久間主幹)	今回の委員会指示は、原案どおりであれば1年間の有効期間で発動しますが、途中での見直しも可能と考えられますので、漁業者の意見がまとまり次第、再度、海区委員会で議論していただくということは可能かと思います。
議長	分かりました。将来を見据えた資源管理が今後必要になってくると思いますので、よろしく願いいたします。
平委員	<p>資源管理型という言葉は、約40年前からありますが、ひらめの場合ですと、全長30cm未満の採捕制限を決めるのに約5年かかっています。底びき網船や刺し網船の漁業者から理解を得るのに時間がかかったためです。平成2年の放流技術開発事業によるヒラメ放流から3年後の平成5年に全長30cm未満のひらめの採捕に関する委員会指示が発動できました。</p> <p>このような過去がありますので、全長40cm未満に変更する際にも、混獲等の問題から、底びき船等の漁業者から理解を得るのに時間がかかると思います。慎重に議論を進めていかないと、後々トラブルになります。確かに資源管理は重要ですが、皆の総意になるように、意見をまとめる必要があると思いますのでよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ひらめの採捕制限については、県によって若干の違いがあります。先週、宮城県の入会の会議に参加した際には、宮城県では35cm未満のひらめの採捕を制限している情報を聞きました。</p> <p>現在、30cmのヒラメは商品価値が低いので、今後、ヒラメを常磐ものとしてPRしていくためにも、商品価値を高めていく必要があるかと思いますのでよろしく願いいたします。</p>
議長	そのほか、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろし

	いですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	それでは、採決いたします。 議案第2号 ひらめの採捕制限に関する委員会指示について、原案どおり発動することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議長	会場及びWEBで御参加の委員についても確認しました。 全員賛成ですので、原案どおり発動することに決定いたします。

(2) 報告事項

報告事項	ア くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量の管理について
議長	続きまして、議案(2) 報告事項に移ります。 報告事項ア「くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量の管理について」、知事部局から報告願います。
渡辺主任 主査	はい、議長。 水産課の渡辺です。 報告事項ア くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量の管理について説明いたします。 資料16ページをお開きください。 1 経緯について説明いたします。 特定水産資源のうち、30kg未満のくろまぐろ小型魚について、その漁獲量が令和5年6月28日時点で知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいことから、令和5年6月29日付けで当該魚種の採捕停止を命じました。 漁獲量の集計の結果、合計17.1トンとなり、令和5管理年度における漁獲可能量を4.4トン超過いたしました。 前回の委員会でこの点を御説明した際、くろまぐろ小型魚を秋冬にも漁獲できる制度設計が必要との御意見をいただきました。 資料18ページをお開きください。 現行の福島県資源管理方針の別紙1-1の「くろまぐろ(小型魚)」を添付しております。第2の1の(1)の③漁獲可能期間は「周年」としており、確実に秋冬にも漁獲できる制度とはなっておりません。 そこで、秋冬にも漁獲できる制度の構築を目指し、福島県資源管理方針の改正を検討しております。 資料16ページにお戻りいただき、2 福島県資源管理方針の改正に向けた検討事項を御覧ください。 まず、秋冬にも漁獲をするためには、漁獲可能量の配分を期間で分割して管理することが検討事項として挙げられます。例え

	<p>ば、くろまぐろの管理年度は、4月1日から翌年の3月31日とされていますので、4月から9月までの春夏期間と10月から翌年3月までの秋冬期間の2つの期間に分割し、それぞれの期間に漁獲可能量を配分する方法が挙げられます。</p> <p>ただし、漁獲可能量を分割して配分すれば、1期間当たりの漁獲可能量が小さくなるため、漁獲量の報告方法についても併せて検討する必要があります。</p> <p>例えば、1日1隻当たり100kg以上の漁獲があった場合にその都度報告するなど、現在より高頻度で漁獲報告をいただく必要があると考えております。</p> <p>これらの検討事項につきまして、今後、関係者の意向を踏まえて検討していきたいと考えております。</p> <p>3 福島県資源管理方針の改正に向けたスケジュールを御覧ください。</p> <p>本委員会での報告の後、関係漁協へ意見を照会し、1か月程度のパブリックコメントを予定しています。その後、国との調整を経て、来年1月の委員会で福島県資源管理方針の改正と、改正を踏まえた令和6管理年度の漁獲可能量について諮問したいと考えております。</p> <p>なお、30kg以上のくろまぐろ大型魚については、漁獲可能量が混獲管理分として配分されていることから現行を維持したいと考えております。</p> <p>続きまして、資料17ページを御覧ください。</p> <p>今回報告しました漁獲管理について、他県の取組をまとめたものです。漁業種類や地区ごと、期間ごとに漁獲可能量を分割している事例や報告等の基準を設け、漁獲の管理を実施している事例があります。</p> <p>さらに、サイズ規制や漁獲量規制については、資源管理方針によらない漁業者による自主的な取組として規制が設けられています。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
川邊委員	質問ですが、くろまぐろ大型魚の漁獲状況について教えてください。漁獲管理の取組の一つとして、融通という方法もあるかと思ひまして、質問した次第です。
山廻邊課長	<p>本県のくろまぐろ大型魚の枠は1.0トンで、漁獲はほとんど行われていません。今年度、漁獲はありませんが、本県の場合は融通に使う状況にないという状況です。</p> <p>そのため、現状の枠の中で漁獲管理をする必要があると考えております。</p>
川邊委員	分かりました。ありがとうございます。
議長	そのほか、御質疑はありませんか

各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。
報告事項	イ 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について
議長	報告事項イ「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について」、事務局から報告願います。
事務局(佐久間主幹)	<p>令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会の国への要望活動結果について御説明いたします。</p> <p>資料19ページを御覧ください。</p> <p>国への要望活動については、7月11日に実施しました。全漁調連の会長として今野会長が出席し、副会長、理事、各都道府県の事務局職員の合計22名が参加しました。</p> <p>要望先は、水産庁管理調整課、国土交通省海事局、海上保安庁警備救難部、外務省アジア大洋州局、欧州局、衆参農林水産委員会委員長、衆議院、笹川博義委員長、参議院、山下雄平委員長で、各省庁において要望書を手交するとともに、内容について意見交換を行いました。</p> <p>写真は、水産庁への要望書の手交と内容説明の様子です。</p> <p>資料20ページは水産庁を交えた理事会の出席者名簿、資料21、22ページは要望内容及び国からの回答の一覧表を示しております。</p> <p>資料23ページ以降は、国からの回答文を添付しております。</p> <p>資料48ページを御覧ください。</p> <p>表の下段1④、本県からも提案した遊漁と漁業の調整の中で新規に要望した、遊漁者に資源管理を行わせる体制整備について、水産庁回答の2番、3番に新規回答がありました。成立した改正遊漁船業法において創設した協議会制度を有効に活用いただきたいとの回答です。</p> <p>回答文は全部で30ページあることから、詳細については後ほど御確認ください。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
平委員	昨日、相馬港湾建設事務所との会議の中で、プレジャーボートが係留施設を利用する際には、指定管理者である組合の取り決めを守ってほしいと話をしました。個人で船を所有している方にも注意喚起するにはどうしたらよいかということで、少しでも話を聞いていただける方向にできないか議論したところです。
議長	そのほか、御質疑はありませんか
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承

	知願います。
報告事項	ウ 全国海区漁業調整委員会連合会令和6年度要望内容について
議長	報告事項ウ「全国海区漁業調整委員会連合会令和6年度要望内容について」、事務局から報告願います。
事務局(佐久間主幹)	<p>全国海区漁業調整委員会連合会の令和6年度に向けた要望内容について御説明いたします。</p> <p>資料53ページを御覧ください。</p> <p>令和6年度の要望活動に向けて、東日本ブロックの幹事県である静岡県から、各県に要望内容の照会がありました。</p> <p>各委員の方々に事務連絡にて照会したところ、複数の委員より、遊漁船や遊漁者に関して引き続き課題があり、継続要望すべきとの意見をいただいたことから、遊漁者の組織化と遊漁における資源管理について継続要望することといたしました。</p> <p>要望内容については、全国4ブロックの会議で検討され、その後の各種会議で要望書としてとりまとめる流れになります。</p> <p>東日本ブロック会議は令和5年11月9日に静岡市で開催され、今野会長が出席を予定しております。会議の結果については、次回の委員会において御報告いたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
議長	<p>資料53ページの要望提案ですが、現在、全国的な問題になっています。福島県に限った問題ではなく、日本海等も同様であり、今回の継続要望に至った次第です。</p> <p>以上になります。</p>
議長	そのほか、御質疑はありませんか
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。
報告事項	エ 水産政策審議会特別委員の就任について
議長	報告事項エ「水産政策審議会特別委員の就任について」、事務局から報告願います。
事務局(佐久間主幹)	<p>水産政策審議会特別委員の就任について御説明いたします。</p> <p>資料54ページを御覧ください。</p> <p>水産政策審議会は、水産基本法に基づき設置されており、水産に関する施策全般について審議する農林水産大臣などの諮問に応じる機関となっています。</p> <p>この審議会は、企画部会、資源管理分科会、漁港漁場整備分科会で構成されております。</p> <p>特別委員とは、審議会に特別の事項を調査審議させるために必要がある場合に置かれる委員となります。</p>

	<p>水産庁より、全漁調連の役員として今野会長への就任依頼があり、特別委員に就任することが決定いたしました。</p> <p>資料55ページを御覧ください。</p> <p>野村農林水産大臣からの辞令になります。</p> <p>任期は令和5年8月19日からの2年間となっています。</p> <p>資料56ページを御覧ください。</p> <p>委員名簿となっております。</p> <p>委員には、大学教授や漁業関係団体の役員の他、養殖業や釣り団体の方も含まれております。</p> <p>最後に資料57ページを御覧ください。</p> <p>水産政策審議会に関する関係法令を抜粋しておりますので、後ほど御覧ください。</p> <p>なお、新メンバーでの第1回の同審議会につきましては、令和5年11月2日に東京都で開催予定です。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。

(3) その他

議長	最後に、その他「漁業法に基づく新たな資源管理の検討状況について」、知事部局から説明願います。
早乙女主任主査	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の早乙女です。</p> <p>議題のその他として、国が進めている新たな資源管理と現在までの状況について、福島県水産課より概要を御説明いたします。</p> <p>まず、経緯から説明申し上げます。</p> <p>59ページ目を御覧ください。</p> <p>平成30年に改正された漁業法においては、資源管理は数量管理を基本とすることが明記され、当初の目標として、令和5年度までに漁獲量の8割を占める魚種について、TAC管理をすることとしています。</p> <p>ページ下部の点線囲みの中を御覧ください。</p> <p>TACとは、水産資源維持のため、魚種ごとに漁獲できる数量を定めるものです。現状、マイワシ、サバ類、マアジ等はTACの対象として、数量管理が行われています。</p> <p>今回の新たな資源管理について、先に申し上げましたとおり、数量管理を基本としておりますが、今般、水産庁は、本県の沿岸漁業重要種であるヒラメとマダラ、そして「しらす」として利用しているカタクチイワシについて、TACを導入することを計画しており、TAC管理をするにあたっての会議等が行われており</p>

ます。

58ページを御覧ください。

国の想定する管理魚種の候補とスケジュールです。この3種について、これまでの動きについて説明いたします。

まず、ヒラメについて説明します。

60ページを御覧ください。

アの概要ですが、ヒラメは本県の沿岸漁業における重要魚種であり、さまざまな漁法により漁獲されています。

イの現状ですが、これまでに行われた会議において、福島県からは県内団体等の意見を取りまとめ、書面にて意見表明を行っています。主な意見として、操業自粛を経て操業拡大の中途であるため、現状ではなく、震災前の利用状況を勘案するよう求めています。今後、再度意見交換の場が設けられる見込みとなっています。管理の方針について、水産庁から具体的な話はまだありませんが、さまざまな漁法で利用されるため、数量配分にあたっては漁法間の調整や、遊漁への対応、各県で異なる水揚げサイズ制限への資源評価・数量配分への反映が課題として挙げられています。

ページ下部2-1を御覧ください。

こちらには、これまで行われた会合及び今後の予定を示しております。日程は未定ですが、今後、資源管理に関する検討会（ステークホルダー会合）が行われる見込みとなっています。本県からも、意見表明いただける漁業者代表に出席いただきたいと思いますと考えております。

次に、マダラについて説明します。

61ページ上半分の2-2を御覧ください。

アの概要ですが、マダラは震災後資源が増加しましたが、その後、環境の変化等により資源が減少しており、東北全体では漁獲量が減少しています。

イの現状ですが、これまで、ステークホルダー会合が2回開催され、今年8月には相馬双葉漁協に出席いただき、意見表明をしていただきました。今後の具体的予定についての明示はありませんが、ヒラメの例を参考にすると、資源管理基本方針について、水産政策審議会資源管理分科会への諮問・答申が行われる予定です。

国では、令和6年1月以降に資源管理基本方針を策定見込みとしていますが、それまでの間に漁業者と十分協議を行うこととしています。

最後に、カタクチイワシについて説明します。

61ページ下部2-3を御覧ください。

アの概要ですが、カタクチイワシは自然環境により激しく増減する種類です。太平洋中区（三重県～千葉県）では、主にまき網

や船びき網で漁獲していますが、本県の沿岸漁業においては、本種の稚魚を「しらす」として利用しています。

今の現状ですが、これまでステークホルダー会合が3回開催されていますが、日本全国の漁業関係団体からは、自然環境により激しく増減する本資源を数量によって管理することに否定的な意見が、多数表明されています。水産庁は令和6年1月以降で管理開始を計画していますが、令和5年9月に開催されたステークホルダー会合においては、漁業関係団体からの意見表明を受け、令和6年1月開始を見送る旨の発言がありました。一方で、管理に向けて議論を進めたいとしており、今年度中に再度ステークホルダー会合が開催される見込みです。

次に、資料62ページ、ウの管理の方針を御覧ください。

先ほども申し上げましたとおり、福島県においてはカタクチイワシを「しらす」として利用していますが、水産庁の進める数量管理には「しらす」は含めず、「カエリ」は含める方針であることが示されました。スライドの下半分に記載しておりますが、しらすとカエリの判別について、水産庁は体色が銀色のものをカエリとして扱うとしております。

また、「しらす」の管理についても言及があり、数量管理はしない方針である一方、努力量の制限、たとえば許可隻数の制限等を想定しているとの発言がありました。

前回のステークホルダー会合において、関係団体等の意見をもとに、水産課から、「資源管理は理解している一方で、福島県は操業拡大のさなかであり、努力量の制限が復興・操業拡大の妨げにならないよう配慮を求む」旨、発言させていただいております。

以上が、現在動きのある水産資源の情報です。今後、本内容については、漁連・各漁協の役員等へ改めて御説明させていただくことを計画しております。

最後の63ページには、水産庁が作成したロードマップをお示ししておりますが、今後行われる会合については、都度、水産課から漁連・各漁協へ情報提供させていただき、必要に応じて出席を呼びかける予定としております。説明は以上です。

議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。

6 閉会

議長	これで予定された議題については終了しました。 これをもちまして、第22期第15回福島海区漁業調整委員会を閉会いたします。長時間にわたり、皆さま、お疲れ様でした。
----	---

令和5年10月24日



以上、議事録と相違ないことを証するため署名・押印しました。

会 長 : 今野 智光



議事録署名人 : 鈴木 哲二



議事録署名人 : 平 仁一

